

# 「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要

## I 背景

平成 24 年 6 月 11 日から 6 月 20 日にかけてオーストラリア・ホバートにて開催された第 35 回南極条約協議国会議において、南極特別保護地区の区域指定の変更、南極特別保護地区内での活動条件等を定める管理計画の改正及び南極史跡記念物の名称等の改正が採択された。

これを国内制度上担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成 9 年総理府令第 53 号。以下「施行規則」という。)の一部を改正するもの。

## II 概要

### 1. 南極特別保護地区の区域の新規指定及び変更（施行規則第 1 条関係）

第 72 南極特別保護地区の区域を新規指定し、6 つの南極特別保護地区（第 9、第 11、第 12、第 15、第 29 及び第 40）の区域を変更する。

### 2. 南極史跡記念物の指定（施行規則第 8 条関係）

7 つの南極史跡記念物（第 4、第 7、第 8、第 9、第 10、第 11 及び第 37）の名称及び位置を改正する。

### 3. 南極特別保護地区ごとに認められる活動要件（施行規則第 12 条関係）

以下（1）～（8）の南極特別保護地区について、認められる活動要件を追加又は一部変更し、新規指定する（9）の南極特別保護地区について活動要件を規定する。

#### （1）第 9 南極特別保護地区

- ・当該地区内での移動を徒歩のみに限定
- ・当該地区内に設置する工作物に撤去予定年月日の明記
- ・生きている動物、植物又は微生物の持込みを禁止

#### （2）第 10 南極特別保護地区

- ・当該地区内での移動を徒歩のみに限定

#### （3）第 11 南極特別保護地区

- ・航空機の着陸禁止
- ・当該地区内に設置する工作物に撤去予定年月日の明記
- ・当該地区内での野営実施箇所の指定
- ・生きている動物、植物又は微生物の持込みを禁止
- ・当該地区内に持ち込むすべての物品に洗浄又は滅菌を義務づけ

#### （4）第 12 南極特別保護地区

- ・当該地区内での移動を徒歩のみに限定
- ・当該地区内に設置する工作物に撤去予定年月日の明記
- ・当該地区内での野営の禁止
- ・家きん又はその加工品の持込みを禁止

- ・ 生きている動物、植物又は微生物の持込みを禁止
- ・ 当該地区内に持ち込むすべての物品に洗浄又は滅菌を義務づけ
- ・ 除草剤又は殺虫剤の持込みを禁止

**(5) 第 15 南極特別保護地区**

- ・ 当該地区内での移動を徒歩のみに限定
- ・ 南極鳥類の繁殖地に近づくことができる距離と期間の設定

**(6) 第 29 南極特別保護地区**

- ・ 当該地区内での移動を徒歩のみに限定
- ・ 除草剤又は殺虫剤の持込みを禁止

**(7) 第 33 南極特別保護地区**

- ・ 当該地区内で認められる活動に「普及啓発」を追加
- ・ 当該地区内での移動を徒歩のみに限定
- ・ 当該地区内に持ち込むすべての物品に洗浄又は滅菌を義務づけ

**(8) 第 40 南極特別保護地区**

- ・ 当該地区内での移動を徒歩のみに限定

**(9) 第 72 南極特別保護地区**

- ・ 当該地区内で認められる活動として「科学的調査」「管理活動」「教育活動」を設定
- ・ 当該地区内での移動を徒歩のみに限定
- ・ ヘリコプターの着陸地点を指定
- ・ 当該地区内での移動の際に通るべきルートの設定
- ・ 当該地区内に設置する工作物に撤去予定年月日の明記
- ・ 当該地区内での野営実施箇所の指定
- ・ 生きている動物、植物又は微生物の持込みを禁止
- ・ 当該地区以外の土壌の持込みを禁止
- ・ 当該地区内に持ち込むすべての物品に洗浄又は滅菌を義務づけ
- ・ 除草剤又は殺虫剤の持込みを禁止
- ・ 当該地区内での廃棄物の処分を禁止
- ・ 当該地区内への立入後に環境大臣への報告を義務づけ